

野田市告示第 1 5 4 号

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 1 7 年野田市規則第 5 号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の 1 の様式を廃止し、及び 2 の様式を追加し、令和 6 年 6 月 1 2 日から施行する。

1 廃止する様式

- (1) 市民税・県民税納税通知書
- (2) 市民税・県民税納税通知書（口座振替用）
- (3) 市民税・県民税納税通知書（現年度随時期用）
- (4) 市民税・県民税納税通知書（過年度随時期用）
- (5) 市民税・県民税税額変更調書
- (6) 市民税・県民税税額変更連絡票
- (7) 市民税・県民税税額変更通知書

2 追加する様式

- (1) 市民税・県民税・森林環境税納税通知書
- (2) 市民税・県民税・森林環境税税額変更調書
- (3) 市民税・県民税・森林環境税税額変更連絡票
- (4) 市民税・県民税・森林環境税税額変更通知書

令和 6 年 6 月 1 1 日

野田市長 鈴 木 有

第 7 4 号様式

様

野田市役所 企画財政部 課税課
〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1
電話 ()

あなたの税額を下記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条、第319条の2、第321条の7の5及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定によって通知します。

年 月 日

野田市長

お問合せ先

(単位：円)

	年 税 額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

通知書番号			
金融機関名			
(支店名)			
口座番号		振替方法	
(口座名義人)			

納期限							

一括で納めていただく場合

※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額
(仮徴収税額)

年金より特別徴収される額			

10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

変更前			
変更後			

来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)

年金より特別徴収される額			

(単位：円)

本人該当区分

[illegible]

税額控除前所得割

[illegible]

2 審査請求等

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。
- なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年度 市民税・県民税・森林環境税 税額変更調書

様

年度課税分

(円)

① 所得金額	変 更 前	変 更 後	増 減
総所得			
合 計			
</			

年度 市民税・県民税・森林環境税 税額変更連絡票

様

年度課税分

① 所得金額 (円)				
所得	変更前	変更後	増減	
所得	変更前	変更後	増減	
(円)				
② 所得控除				
所得	変更前	変更後	増減	
所得	変更前	変更後	増減	
(円)				
③ 課税標準額 (①-②)				
所得	変更前	変更後	増減	
所得	変更前	変更後	増減	
(円)				
④ 税額 (③×税率)				
市民税	変更前	変更後	増減	
市民税	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑤ 給与特別徴収額				
給与	変更前	変更後	増減	
給与	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑥ 普通徴収額				
普通	変更前	変更後	増減	
普通	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑦ 公的年金特別徴収額				
公的	変更前	変更後	増減	
公的	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑧ 納期限				
納期	変更前	変更後	増減	
納期	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑨ 納付書番号				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑩ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑪ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑫ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑬ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑭ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑮ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑯ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑰ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑱ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑲ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
⑳ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
㉑ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	
(円)				
㉒ 納付書				
納付	変更前	変更後	増減	
納付	変更前	変更後	増減	

年度 市民税・県民税・森林環境税 税額変更通知書

様

年度課税分

① 所得金額		変 更 前		変 更 後		増 減	
総所得							
所得							
得							
合 計							

② 所得控除 (円)

	変 更 前	変 更 後
雑 損		
医 療 費		
社 会 保 険 料		
小 規 模		
生 命 保 険 料		
地 震 保 険 料		
配 偶 者		
配 偶 者 特 別		
基 礎		

控 除	一 般	特 別
配 偶 者		
老人		
特 定		
扶 養		
老人		
16歳未満		
一 般		
特 別		
扶 養 親 属		
一 般		
特 別		

本人該当	控 除	特 別
障 害		
一 般		
特 別		
一 般		
特 別		

所得控除合計		変 更 前		変 更 後		増 減	

③課税標準額(①-②)		変 更 前		変 更 後		増 減	
総 所 得							
④税額(③×税率)		変 更 前		変 更 後		増 減	
市 民 税	総所得分						
	分離課税分						
県 民 税	総所得分						
	分離課税分						
計							
均 等 割							
合 計							
森林環境税							
年 税 額							
充当又は委託納付額							
⑤給与特別徴収額		変 更 前		変 更 後		増 減	
6 月							指定整理番号
7 月							
8 月							
9 月							
10 月							
11 月							
12 月							
1 月							
2 月							
3 月							
4 月							
5 月							
合 計							
⑥普通徴収額		変 更 前		変 更 後		増 減	
第1期							納 期 限
第2期							年 月 日
第3期							年 月 日
第4期							年 月 日
随 時							年 月 日
過年度随時							年 月 日
合 計							

市民税・県民税・森林環境税を変更したので通知します。

年 月 日

野田市長

会計年度	年度	宛名番号	
指定番号		整理番号	
通知書番号			

変 更 理 由

備 考

⑦公的年金特別徴収額		変 更 前		変 更 後		増 減	
本 年 度	4 月						
	6 月						
	8 月						
	10 月						
	12 月						
	2 月						
来 年 度	合 計						
	4 月						
	6 月						
	8 月						
公的年金の種類							
支払者の名称							

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内かつ処分があった日の翌日から起算して1年以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内かつ審査請求に係る裁決のあった日の翌日から起算して1年以内に市を被告として（市長が被告の代表者となりません。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、（1）審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、（2）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。